

自衛隊員の自殺情報非開示処分取消訴訟の判決を受けて

1 本日午前9時50分、札幌地方裁判所民事第1部（裁判長：谷口哲也）は、防衛大臣
5 に対して、原告が開示請求を行った行政文書（陸上自衛隊の自殺者一覧表：平成14年
度から平成28年度まで）に行った不開示処分のうち一部を取り消す判決を下した。そ
れは、全部で44項目あるうちの22項目にも及んでいる。

自衛隊の自殺者に関する行政文書の非開示処分を取り消す司法判断は初めてである。
本判決は、国の行政文書開示制度・情報公開制度の軽視や自衛隊の隠蔽体質を厳しく断
罪するものであり、国（防衛省）は判決を真摯に受け止め、速やかに開示すべきである。

10

2 ところで、行政文書の開示について、法はまず5条1号前段において、個人識別情報
該当性が認められる場合には不開示とする事ができるとしている。そのうえで、法6条
1項は不開示文書であったとしても部分開示が可能な場合には部分開示をすべき義務を
定め、同条2項において個人識別情報が記載されている場合でも個人識別部分を除くこ
15 ことで、個人権利利益侵害可能性がない場合には部分開示すべきとしている。

これに対して、本判決は、本件文書全体が法5条1号によって個人情報識別情報の記
載されている文書としたうえで、「曜日」、「学歴」、「手段」、「方法」、「時間」、「入隊後年」、
「出身」、「既、未婚」、「妻」、「海外派遣」、「営内外」、「家族」、「単身赴任」、「単身」、「単
身期間」、「連鎖性」、「新職務」については個人識別部分には当たらず、「偏差値」「段階
20 点」、「型」、「傾向」、「Y-G」、「備考」（ただし、このうち本件対象文書2ないし5に含
まれるものを除く。）、「備考（遺書）」については個人権利利益侵害可能性がないとして
開示を認めたものである。

20

3 その一方で、本判決は、上記判断の前提として、法5条1号の個人識別情報の記載に
25 関する判断と、法6条2項の個人識別部分に関する判断は異なるところがないとし、「他
の情報との照合による個人の識別可能性を検討する必要がある」として、「他の情報」の
範囲につき「親族、同僚等の特定の個人が現に保有し又は入手可能な情報を基準に、個
人識別可能性を判断すべき」とした。

25

そして、「事故日時」、「自殺月日」、「報告月日」、「所属」、「駐屯地」、「階級」、「場所」、
30 「補職」、「方面」、「性別」、「職種」、「年齢」、「年齢区分」、「任用区分」については個人
識別情報であるしつつ、前記各項目については個人識別部分に該当しないとした。

30

しかし、そこには一貫性が見られない。先に掲げた個人識別情報の判断基準に照らせ
ば、例えば、非開示とした「任用後年」「営内外」の記載と、開示を認めた「年齢」「年
齢区分」「場所」の記載と、何がどれほど違うのか明瞭ではない。

35

4 そもそも、この間原告は、行政文書開示請求で入手した防衛大学校の懲戒処分一覧（その中には自殺者情報も含まれる）を証拠として提出し、学年、事故月日、内容、処分などが開示されており、同じ処分庁である防衛大臣の判断が統一されていないと主張していた。裁判所も、結審前の争点整理で、この問題を認識し明示していた。ところが、本
5 判決では一切触れなかった。ここに触れるならば、本事案も同様に開示されるべきではないかが判断されなければならなかったが、それを回避したのである。

5 以上のとおり、本判決は、法適用という裁判所の職責を果たしたとは言えず、昨今この国に横行する「忬度」の流れに影響を受けたのかと思わざるをえない。かかる意味で、
10 本判決は看過できない問題があり、原告及び弁護団は、札幌高等裁判所に控訴し、あるべき法の適用と解釈、民主主義に相応しい情報公開制度を確立するため、さらに奮闘する決意である。

2021年1月26日

15

原告 佐藤博文
南スーダン PKO 派遣差止訴訟弁護団